

IFRSをめぐる動向 第16回 金融負債に関する測定と開示(2010年9月までの動向)

1. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会(IASB)の月次合同会議等での討議内容に基づき、最新のIFRSをめぐる動向を伝えることを目的としています。今回は、IASBにおける金融負債に関する測定と開示についての検討状況について解説します。金融負債の測定に関しては本連載第1回([No.2956](#))でも取り上げましたが、以降のIASBの検討の状況も含め若干詳しく見たいと思います。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておきます。

2. 金融負債の評価がなぜ問題となるのか

(1) 金融危機以前の金融商品に対する評価の考え方の変遷

現行IFRSにおいて金融商品の認識と測定を取り扱うIAS第39号に対しては、1999年の公表当初から理解及び解釈が難しく実務への適用が困難であるとの批判があります。これにはいくつか理由がありますが、ひとつの理由は金融商品に対して様々な評価方法、評価差額の処理あるいは価値が下落した場合の処理が認められているということです。これにより同一の金融商品に対しても様々な評価が可能であり、結果として財務諸表利用者から見ると金融商品の貸借対照表価額がその価値を正しく示しているのか分からなくなってしまう、というのがIASBの長い間の問題意識でした。

この問題の解決策として、IASBは全ての金融資産及び金融負債が公正価値評価される範囲を拡大するという方法を模索し続けてきました。例えばIASBは2003年に「公正価値オプション」を導入し、企業が当初認識時にあらゆる金融資産又は金融負債を、公正価値で測定して公正価値の変動を純損益を通じて認識するものとして指定することを認めました。また、2008年3月に公表された討議資料「金融商品の財務報告における複雑性の低減」でもIASBは複雑性低減のための長期的解決策として金融負債を含む全ての金融商品を公正価値で評価することの妥当性を主張しています。

(2) 金融負債を公正価値評価することに関する論点

IASBが長期的目標として金融商品に対して単一の方法、すなわち公正価値による測定を進めようとする一方、サブプライム・ローン問題に端を発し、特に2008年3月のベアー・スターンズの経営危機や2008年9月のリーマン・ブラザーズの破綻以降深刻化した金融危機を契機に、市場流動性が枯渇した中での公正価値評価の困難さが明らかになりました。さらに、金融危機の中でいくつかの金融機関が公正価値オプション指定された負債に関して自己の信用力の悪化

に起因した負債の評価益を多額に計上したことで、これは「直感に反する(counter-intuitive)利益」だとして負債に公正価値評価を行うことへの疑問の声が高まりました。

金融危機前からこの問題は認識されており、バーゼル銀行監督委員会では自己資本比率算定上自己の信用力の変動に起因する評価損益は考慮しないというように会計の世界以外では部分的に対応されていましたが、実際に利益が計上されたことが広く世間に認知されたことに伴って会計基準設定主体にも対応が求められました。例えば金融危機が明らかにした会計上の問題点についてIASB及び米国財務会計基準審議会(FASB)が設定した、両審議会に助言を行うための金融危機アドバイザー・グループ(Financial Crisis Advisory Group<FCAG>^①)でも、その報告書の中の勧告事項として「金融商品プロジェクトにおいては、両審議会は企業の信用力の改善及び悪化それぞれに起因する企業自身の負債の公正価値の変動の結果としての損益の認識の妥当性について再検討しなければならない。」との旨が盛り込まれています。

3. 会計基準の検討の状況

(1)IASBによる公開草案「金融商品：分類及び測定」への反応

IASBが2009年7月に公表した公開草案「金融商品：分類及び測定」では金融資産だけではなく、金融負債も企業のビジネスモデル及び金融商品の性質によって公正価値評価区分と償却原価区分に分類することを求めています。しかし、この公開草案に対しては、分類及び測定に関する確定した定めは金融資産に限定すべきであり、当審議会が金融負債に関する論点をもっと十分に検討し議論するまで金融負債に関する現行の定めを維持すべきという声が多かったこと、さらに金融負債の分類及び測定に関する定めを確定させる前に、負債の信用リスクの変動の影響を純損益に認識することにより生じる論点を、当審議会はもっと十分に検討すべきという声がありました。IASBはこのコメントを受け入れ、負債の測定については現行IAS第39号の規定を維持することとし、金融危機を経て批判が高まった負債に公正価値オプションを適用した場合の自己の信用リスクに起因する評価差額の処理方法についてのみ規定を改定することとしました。その結果、IASBは公開草案「金融負債に関する公正価値オプション」を2010年5月に公表しました。

(2)公開草案「金融負債に関する公正価値オプション」

IASBの公開草案「金融負債に関する公正価値オプション」では以下の事項が提案されています。

① 公正価値オプション指定された金融負債の公正価値の変動の総額を純損益に表示し、改めて当該負債の信用リスクの変動に起因するものは、その他の包括利益に表示。すなわち、純損益内では相殺表示されることとなります。これをIASBは2ステップ・アプローチと呼び、当該負債に関する公正価値変動の総額及びそのうち企業自身の信用力の変動に起因する部分に関する情報をより明確に財務諸表利用者に示すことが出来ると考えています。

② その他の包括利益に計上された自己の信用力の変動に起因する負債の公正価値の評価差額について、その後当該負債が決済された後でも改めて損益に振り替える(リサイクリング)ことを禁止。

また、あわせてIAS第39号に存在する「公正価値を信頼性をもって測定できない公表価格のない資本性金融商品に連動しており、その引渡しにより決済しなければならないデリバティブ」が金融負債である場合には、当該デリバティブは取得原価で測定されなければならない旨の規定が削除されました。

当該公開草案には138のコメント・レターが寄せられ、IASBはそれらの検討を行うとともに、アウトリーチ活動も平行して行い、利害関係者から意見を聴取しました。その結果IASBは現在概ね以下の事項を暫定的に決定しています。

① 公開草案に対しては、公正価値オプションを適用した負債に関し、信用リスク部分をその他の包括利益に計上することとなると、対応する資産の公正価値の変動が全て純損益に反映された場合に却って損益のミスマッチが拡大するという多数の意見がありました。IASBはこの懸念を受け入れ、負債の信用リスクの変動をその他の包括利益に計上するのは、そうすることによって損益のミスマッチが創出されないであろう場合に限っています。

② 多数のコメントが上記2ステップ・アプローチによる表示に対し「不必要な複雑性を増す。」という理由で反対を示したことに対応し、公正価値オプション指定された負債の公正価値の変動のうち自己の信用リスクの変動に起因した部分は純損益を通すことなく直接その他の包括利益に計上することとしました。またこの規定はローン・コミットメント及び金融保証契約には適用されず、これらの公正価値の変動は全て損益に計上するべきとしています。

③ 自己の信用力の変動に起因して発生した評価差額を改めて損益に計上(リサイクリング)しないこととしています。リサイクリングを認めないことに関しては、関係者からのコメントの大部分が「稀な場合ではあるが、満期前に負債を決済した場合には負債の公正価値と契約上の金額、すなわち債務額が異なり、その場合の差額は公正価値オプションを適用しない場合は全額実現損益となるのだから、公正価値オプションを適用した場合も合わせるべきである。」という理由から反対していました。しかし、IASBはリサイクリングに関する包括的な考え方が整理されていない現在の段階でこのプロジェクトで特定の考え方を示すことはせず、評価差額をその他の包括利益に計上することを指定した株式の売却損益がリサイクリングされないのと同じように自己の信用力の変動に起因した評価差額もリサイクリングしないこととしました。

また、IASBは現行のIFRS第7号で負債の公正価値の変動から信用リスクの変動部分を分離する方法についてガイダンスを示していますが、それを拡充することとしました。

この公開草案は2010年10月末までに最終基準化されることが見込まれ、2013年1月1日以降開始事業年度より適用される予定です。早期適用は容認されますが、早期適用した場合はその他のIFRS第9号の規定も全て同時に適用しなければなりません。

なお、文中の情報は全て IASB 等のホームページ等で公表された情報に基づくものですが、今後の IASB 及び FASB の審議内容によっては、最終基準において異なる結果となる可能性がありますのでご注意ください。

4. 今後の動向

G20 が 2009 年 4 月のロンドン・サミットにおいて公表した首脳宣言「回復と改革のためのグローバル・プラン」及び「金融システムの強化に関する宣言」の中で、会計基準設定主体に対して単一の高品質な会計基準の策定が要求されていることが示しているように、会計基準の世界的なコンバージェンスは経済のみならず政治の世界からの要請でもあります。このような中 FASB は IASB とは異なり、より金融商品の測定に関して公正価値の適用に軸足を置いた会計基準アップデート(ASU)を提案しました。この提案は、金融負債の評価に関してもコア預金概念の導入など IASB の考える方向と大きく異なっています。当該 ASU 提案へのコメントは 2010 年 9 月 30 日に締め切られ、検討が開始されています。

IASB 及び FASB の金融商品会計のコンバージェンスは 2011 年 6 月末の完了を目標として進められていますが、コンバージェンスの過程で現在公表されている基準が変わっていく可能性もあるのではないかと考えられます。金融負債のみならず、金融商品会計全体も現在 IASB 及び FASB の目指す方向が大きく異なる分野のひとつであり、両審議会の動きを丹念に見守る必要があると考えられます。

① 日本からも橋本徹前ドイツ証券(株)会長((株)みずほフィナンシャルグループ名誉顧問)及び稲葉延雄前日本銀行理事((株)リコー特別顧問)が参加(肩書きはいずれも当時)。